

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 の一部を改正する省令案の概要

平成 30 年 11 月
環 境 省

I. 趣 旨

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）については、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）附則第 15 条において、同法の施行後 5 年を経過した場合に、法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。これを踏まえ、中央環境審議会において、平成 27 年 12 月から今後の土壤汚染対策の在り方について審議が行われ、平成 28 年 12 月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」が、平成 30 年 4 月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第二次答申）」が中央環境審議会答申として取りまとめられた。

これらの答申を踏まえ、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）及び土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 283 号。以下「改正令」という。）が公布されたほか、これらの改正法令の施行日が平成 31 年 4 月 1 日とされた。

上記答申を踏まえ、及び改正法による改正後の土壤汚染対策法（以下「法」という。）を実施するため、パブリックコメント手続を経た上で、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号。以下「指定省令」という。）の一部を改正するものである。

II. 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1. 指定調査機関の技術的能力

(1) 業務規程の記載事項【指定省令第 19 条関係】

業務規程で定めるべき事項について、技術管理者による土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項を追加する。

(2) 経過措置

この省令の施行の際現に法第 3 条第 1 項の規定による指定を受けている者が法第 37 条第 1 項の業務規程で定めるべき事項についての規定の適用については、平成 32 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

2. その他

上記の他、改正法及び改正令の施行に伴う条項の移動、用語の整理その他の所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行期日

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日（平成 31 年 4 月 1 日）から施行する。